

告示

埼玉県告示第千八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年九月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
介護老人保健施設 ケアステーション所 沢	事業所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	訪問リハビリテーシ ョン 介護予防訪問リハビ リテーション 通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション 短期入所療養介護 介護予防短期入所療 養介護 介護老人保健施設
三ヶ島第2地域包 括支援センター	事業所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	介護予防支援
グループホーム こ ころ	事業所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護
特別養護老人ホー ム康寿園	事業所 在地	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ケ丘六―二八 三五―二	介護老人福祉施設

居宅介護支援事業 CORE	か デイサービス ほの		有限会社エコステ ーションくまがや		介護サポートエ ス・エイチ・アイ		吉川松伏医師会訪 問看護ステーション		くわのみクリニク 通所リハビリテーシ ョン	康寿園短期入所生 活介護事業所	多機能ホームゆう
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
白岡市高岩字 野中九九〇	群馬県高崎市 倉渕町権田五 四七五	熊谷市善ヶ島 九三一―二	群馬県高崎市 倉渕町権田五 四七五	熊谷市中奈良 一五二―七	深谷市宿根一 四四〇―七	深谷市宿根一 四四〇―七	吉川市平沼一 二三五一	吉川市平沼一 二三五一 三F	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 二三―一二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 二三―一二
白岡市新白岡 三―四―ル ネ・グラ―ガ デン五号室	熊谷市善ヶ島 六三二―三	熊谷市善ヶ島 六三二―一	熊谷市善ヶ島 六三二―三	熊谷市善ヶ島 六三二―三	深谷市宿根五 〇四―二	深谷市宿根五 〇四―二	吉川市中央二 一七一―〇	吉川市中央二 一七一―〇 三F	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 三五―二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 三五―二	所沢市東狭山 ヶ丘六―二八 三五―二
居宅介護支援	通所介護		訪問介護		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売		訪問看護 介護予防訪問看護 居宅介護支援		通所リハビリテーシ ョン 介護予防通所リハビ リテーション	短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	小規模多機能型居宅 介護 介護予防小規模多機 能型居宅介護